

議案第 11 号

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 4 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市税外諸収入金の督促、滞納処分等に関する条例(平成18年橋本市条例第77号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料、過料その他の市税外諸収入金(以下「税外諸収入金」という。)の督促に係る手数料及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第2項の規定に基づき、分担金、使用料、手数料及び過料その他の市税外諸収入金(以下「税外諸収入金」という。)の督促に係る手数料及び滞納処分並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。